

① 特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十四(五) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当 期 中 の 適 用 期 間	1	・ ・	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (11)、(16)、(21)又は(別表十四(五)付表二「6」)	6	円
特定適格組織再編成等の区分	2				
特定適格組織再編成等の日	3	・ ・	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (14)、(23)、(28)、(30)、(33)、(36)又は(別表十四(五)付表二「11」)	7	
特定適格組織再編成等に係る被合併法人等の名称	4		特定資産譲渡等損失額の損金不算入額	8	
支配関係発生日	5	・ ・	(6) + (7)		
特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算					
(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額	9		(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額	12	円
(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	10		(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	13	
特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (9) - (10)	11		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (12) - (13)	14	
特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算					
特 定 引 継 資 産			特 定 保 有 資 産		
時額がある場合 純資産超過	時 価 純 資 産 超 過 額 〔被合併法人等の別表十四 (五)付表一「6」-「7」〕	15	時額がある場合 純資産超過	時 価 純 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (五)付表一「6」-「7」〕	22
	特 定 引 継 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	16	0	特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	23
簿価純資産超過 がある場合	簿 価 純 資 産 超 過 額 〔被合併法人等の別表十四 (五)付表一「7」-「6」〕	17	簿 価 純 資 産 超 過 額 がある場合	簿 価 純 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (五)付表一「7」-「6」〕	24
	引継対象未処理欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額 (被合併法人等の別表七(-)付表三「10」の計)	18		控除未済欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額 (当該法人の別表七(-)付表三「10」の計)	25
	前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(21))	19		前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(28))	26
	特定資産譲渡等損失限度額 (17) - (18) - (19)	20		特定資産譲渡等損失限度額 (24) - (25) - (26)	27
	特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (11)又は(別表十四(五)付表二「6」)と(20)のうち少ない金額	21	場合	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (14)又は(別表十四(五)付表二「11」)と(27)のうち少ない金額	28
事業を移転しない特定適格組織再編成等が行われた場合の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算					
移過額がある場合 簿価超過	移 転 簿 価 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (五)付表一「7」-「6」〕	29	移過額がある場合 簿価超過	(31) ≤ (32) の場合	特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額
	特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	30	0		前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(36))
移過額がある場合 時価超過	移 転 時 価 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (五)付表一「6」-「7」〕	31		(31) > (32) の場合	特定資産譲渡等損失限度額 (31) - (32) - (34)
	特 例 切 捨 欠 損 金 額 (別表七(-)付表四「10」の計) + 「12」)	32			特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (14)と(35)のうち少ない金額

別表十四（五）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第62条の7第1項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第3項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（法第62条の7第1項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 平成25年4月1日以後に法第62条の7第1項の支配関係を有することとなった場合（令第123条の8第12項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第15項、第17項又は第18項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受け

る場合に限ります。）には、「特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額9」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額12」の各欄は、それぞれ令第123条の8第12項に規定する移転資産の譲渡等特定事由による損失の額を含めて計算します。

(2) 「(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額10」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額13」の各欄は、それぞれ令第123条の8第12項に規定する移転資産の譲渡又は評価換えによる利益の額を含めて計算します。